

消防広域化の方式は、広域化協議をするうえで最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであるため、消防広域化の協議を進めていくか否かを判断するための資料を作成するにあたり、まず消防広域化の方式を決める必要がある。消防広域化の方式には、一部事務組合、事務委託、広域連合の3つの方式がある。広域連合は、国、県から直接権限委任を受けるためのもので、この方式を採用している組織は、消防事務のほか複数の事務を広域的に処理するために設置している例がほとんどであり、今回の協議に馴染まないため、一部事務組合か事務委託のいずれかの選択となる。

## 1 一部事務組合及び事務委託の制度概要

区分	一部事務組合	事務委託
根拠法令	地方自治法第284条から第291条まで	地方自治法第252条の14から第252条の16まで
設置手続	県知事へ申請（許可必要）	県知事へ届出
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。</li> <li>一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。</li> <li>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。</li> <li>事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失う。</li> </ul>
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。</li> </ul>
メリット及びデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町が同じ立場で運営に参画可能。</li> <li>全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力水準が概ね均一。</li> <li>一方で、各市町の実情に応じた対応が難しい部分がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1対1の受委託の関係により、各市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。</li> <li>他の方式と比較して委託事務の内容によっては委託側の財政負担が少ない。</li> <li>各市町が同じ立場で運営に参画できない。</li> </ul>
先進事例	草加八潮消防局（H28.4.1） 埼玉西部消防局（H25.4.1） 東近江行政組合消防本部（H24.10.1）	横須賀市消防局（H29.4.1予定） 熊本市消防局（H26.4.1） 小田原市消防本部（H25.3.31）

## 2 消防広域化先進事例

### (1) 一部事務組合を採用した団体

消防本部名	広域化前の消防本部名	広域化の方式の比較
草加八潮 消防局 (H28.4.1 広域化)	・草加市消防本部 231人 ・八潮市消防本部 96人	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">一部事務組合</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構成団体が同じ立場で運営参画ができる。</li> <li>○全体の経費について按分することから消防サービスの水準を概ね均一に保たれる。</li> <li>×組合議会の設置等、組織運営に当たり一定の経費及び事務量が必要</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">事務委託</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>×委託側の消防事務に関して権限が失われてしまうため、当該事務の管理及び執行に当たって委託団体の議会や市民の意向を反映させるための法的手段が失われてしまう。</li> </ul>
埼玉西部 消防局 (H25.4.1 広域化)	・所沢市消防本部 345人 ・狭山市消防本部 172人 ・入間市消防本部 157人 ・埼玉西部広域消防 203人	広域化の目的が5市の消防組織体制の整備や機能の充実であることから一部事務組合方式を採用した。
東近江行政 組合消防本 部 (H24.10.1 広域化)	・東近江行政組合消防本部 248人 ・愛知郡広域行政組合消防本部 59人	広域化前の組織が、それぞれ一部事務組合だったため、広域化後も一部事務組合方式を採用した。

## (2) 事務委託を採用した団体

消防本部名	広域化前の 消防本部名	広域化の方式の比較
横須賀市 消防局 (H29.4 広域 化予定)	・横須賀市消防局 432人 ・三浦市消防本部 66人	一部事務組合方式は、財政負担が両市ともに増加することから、選択肢から外れた。 また、委託側からも事務委託と申し入れがあったので、事務委託方式を採用した。
熊本市 消防局 (H26.4.1 広 域化)	・熊本市消防局 780人 ・高遊原南消防本部 50人	<b>事務委託</b> ○消防力に応じた費用負担ができる。 ×委託側の意見や要望が通らなくなるのではないかと懸念があった。 →消防運営協議会を設置し、消防事務の管理・運営に係る協議を行うこととした。 <b>一部事務組合</b> ×委託側の経費負担の増加が懸念された。
小田原市 消防本部 (H25.3.31 広 域化)	・小田原市消防本部 211人 ・足柄消防組合消防 本部 156人	<b>事務委託</b> ○経費の削減は事務委託方式の方が効果は大きい。 ○1対1の受委託の関係により、各市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能となる。 <b>一部事務組合</b> ○各市町が同じ立場で運営に参画できる ○全体の経費について費用按分することから管轄区域内において概ね均一の消防力水準を備えるよう配慮できる ×組合議会の設置等、組織を運営するにあたり一定の経費及び事務量が発生する ×各市町の実情に応じた対応が難しい部分がある

### 3 分担金の推移

【前提条件】

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印西地区消防組合と栄町消防の経常的な歳入、歳出を平成27年度決算額より算出し、歳入合計より特定財源を差し引き、残りを分担金とした。</li> <li>・平成45年度までの推計値と平成34年度までの推計値では、分担金に大きな変化が見られないことから、平成34年度までの推計値を用いた。</li> <li>・現在までの協議結果を推計に反映させているため、広域化に伴う臨時的経費は見込んでいない。(国・県からの広域化に係る財政支援は、見込んでいない。)</li> <li>・車両更新及び庁舎改修については、別表のとおり計上した。</li> </ul>
(1) 広域化しない場合の分担金の推移 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄町消防の職員数は、45人とした。</li> <li>・印西地区消防組合において推計した。</li> </ul>
(2) 一部事務組合方式で広域化した場合の分担金の推移 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防費全体を、基準財政需要額割を用いて2市1町で按分した。(広域化後の平成30年度以降に発行する地方債の償還も2市1町で按分する。)</li> <li>・平成30年度以降の栄町消防の職員数は、40人(消防署35人、消防本部5人)とした。</li> <li>・印西地区消防組合において推計した。</li> </ul>
(3) 事務委託方式で広域化した場合の分担金の推移 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防費を2市1町で按分せず、栄町消防に係る経費は、栄町で負担する。</li> <li>・平成30年度以降の栄町消防の職員数は、40人(消防署35人、消防本部5人)とした。</li> <li>・栄町消防において推計した。</li> </ul>

別表

(単位：千円)

	印西地区消防組合	栄町(広域化した場合)	栄町(広域化しない場合)
平成30年度	給水車60,000、救急車28,000、支援車20,000、消防長車4,000 印西西署庁舎改修353,977 西白井署庁舎修繕58,510	救助工作車(Ⅱ型)130,000、ポンプ車35,000、救急車28,000、指揮車3,000、ボート1,100	ボート1,100
平成31年度	救急車28,000、指揮車3,000 印旛署庁舎修繕61,740		救急車28,000、指揮車3,000
平成32年度	救急車28,000、予防査察車3,000 指揮車3,000	栄町消防署庁舎修繕137,660	ポンプ車35,000 栄町消防署庁舎修繕137,660
平成33年度	はしご車150,000、救急車28,000 消防本部・牧の原署庁舎修繕78,130	給水車60,000	給水車60,000
平成34年度	水槽付消防ポンプ車65,000、救急車28,000、資機材搬送車9,000、指揮車3,000		救助工作車(Ⅱ型)130,000

※上記事業に係る地方債は、一般事業・一般補助施設整備等事業により消防車両は、充当率90%、消防庁舎は75%で計上した。(庁舎修繕を除く)

# 消防広域化の方式について

平成29年1月23日

## (1) 広域化しない場合の分担金の推移 A (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
印西市	1,619,731	1,697,167	1,774,394	1,774,401	1,861,271	1,823,987
白井市	1,086,158	1,129,064	1,199,886	1,173,765	1,233,003	1,204,734
栄町	439,750	432,057	429,960	565,908	436,851	447,258
合計	3,145,639	3,258,288	3,404,240	3,514,074	3,531,125	3,475,979

## (2) 一部事務組合方式で広域化した場合の分担金の推移 B (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
印西市	-	1,677,496	1,732,087	1,844,460	1,854,002	1,816,137
白井市	-	1,115,551	1,170,367	1,221,535	1,228,045	1,199,382
栄町	-	461,308	476,915	466,521	463,305	453,460
	-	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)
合計	-	3,254,355	3,379,369	3,532,516	3,545,352	3,468,979

※栄町の下段は、広域化した後、栄町に残る事業(消防団、水防、防災事業)に係る人件費(5人分)であるため、合計には含めない。

## (3) 事務委託方式で広域化した場合の分担金の推移 C (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
印西市	-	1,697,167	1,774,394	1,774,401	1,861,271	1,823,987
白井市	-	1,129,064	1,199,886	1,173,765	1,233,003	1,204,734
栄町	-	407,742	413,030	588,657	452,754	449,977
	-	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)	(36,317)
合計	-	3,233,973	3,387,310	3,536,823	3,547,028	3,478,698

※栄町の下段は、広域化した後、栄町に残る事業(消防団、水防、防災事業)に係る人件費(5人分)であるため、合計には含めない。

## (4) 一部事務組合方式で広域化した場合の分担金比較 (B-A) (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	影響額
印西市	-	△ 19,671	△ 42,307	70,059	△ 7,269	△ 7,850	△ 7,038
白井市	-	△ 13,513	△ 29,519	47,770	△ 4,958	△ 5,352	△ 5,572
栄町	-	29,251	46,955	△ 99,387	26,454	6,202	9,475

※平成29年度に事前準備経費として56,750千円の他に最低でも60,000千円の共同指令センター関係経費が生じる見込みである。

※平成30年度以降栄町に残る事業(消防団、水防、防災事業)に係る人件費36,317千円(5人分)は含めない。

## (5) 事務委託方式で広域化した場合の分担金比較 (C-A) (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	影響額
印西市	-	0	0	0	0	0	0
白井市	-	0	0	0	0	0	0
栄町	-	△ 24,315	△ 16,930	22,749	15,903	2,719	126

※栄町は、平成29年度に事前準備経費として56,750千円の他に最低でも60,000千円の共同指令センター関係経費が生じる見込みである。

※平成30年度以降栄町に残る事業(消防団、水防、防災事業)に係る人件費36,317千円(5人分)は含めない。

## 4 分担金推移の検証

	一部事務組合	事務委託
印西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担が軽減される。(5年間で△7,038千円)</li> <li>・広域化した場合、消防費を2市1町で基準財政需要額割に基づき按分するため、負担割合が変更となることから、公債費の償還金については、軽減される。</li> <li>・人口の変動が基準財政需要額に影響することから、人口の増加が財政負担の増加につながる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討課題</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化に伴う臨時的経費(議会関係経費や共同指令センター関係経費など)を計上していないため、今後の協議次第では、更に費用負担が生じる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自賄方式を基本としているため、広域化による費用負担は生じない。</li> <li>・人口の変動が財政負担に影響を与えない。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討課題</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印西地区消防組合と栄町消防では相互に出動するため、共同で使用する物品等に係る費用負担について、協議が必要となる。</li> </ul>
白井市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担が軽減される。(5年間で△5,572千円)</li> <li>・広域化した場合、消防費を2市1町で基準財政需要額割に基づき按分するため、負担割合が変更となることから、公債費の償還金については、軽減される。</li> <li>・人口の変動が基準財政需要額に影響することから、人口の増加が財政負担の増加につながる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討課題</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化に伴う臨時的経費(議会関係経費や共同指令センター関係経費など)を計上していないため、今後の協議次第では、更に費用負担が生じる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自賄方式を基本としているため、広域化による費用負担は生じない。</li> <li>・人口の変動が財政負担に影響を与えない。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討課題</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印西地区消防組合と栄町消防では相互に出動するため、共同で使用する物品等に係る費用負担について、協議が必要となる。</li> </ul>
栄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独と比較して5年間で9,475千円の財政負担となる。</li> <li>・広域化した場合、消防費を2市1町で基準財政需要額割に基づき按分するため、消防費全体の約13%の財政負担をすることとなる。</li> <li>・人口が減少した場合、財政負担が軽減されることになる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討課題</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化に伴う臨時的経費(議会関係経費や共同指令センター関係経費など)を計上していないため、今後の協議次第では、更に費用負担が生じる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独と比較して5年間で126千円の財政負担となる。(事前準備経費や共同指令センター関係経費等の負担が生じる。)</li> <li>・財政状況を見据えた対応が可能となる。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討課題</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印西地区消防組合と栄町消防では相互に出動するため、共同で使用する物品等に係る費用負担について、協議が必要となる。</li> </ul>

5 消防広域化の方式別比較、検証

一部事務組合	事務委託
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の経費を2市1町で按分することから、消防力の水準を概ね均一にできるが、現状の栄町の消防力を保つことが難しくなる可能性がある。 (栄町消防署の車両配置は、管内情勢から印西市における同程度の規模の署所に置き換えると、消防ポンプ車1台及び救急車1台となることが予見される。このことは、栄町の消防サービスの低下が懸念される。)</li> <li>・人口の増加が基準財政需要額に影響するため、人口の増加が見込まれている印西市の負担割合が増加傾向にあり、人口の減少が見込まれる栄町の負担割合が減少傾向にある。 <b>印西市</b> 平成30年度 51% → 平成45年度 53% <b>栄町</b> 平成30年度 14% → 平成45年度 12% ※白井市(35%)は変化なし</li> <li>・栄町も基本的に同等の立場で組合運営に参画できる。 (組合議会の再構築が必要となる。)</li> <li>・組合の構成市町が増えることから、意思決定の迅速性に欠けるおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄町は現状の消防力を落とすことなく、町の実情に応じた消防サービスの提供が可能となる。</li> <li>・基本的に委託契約が主となるので、財政状況等の変化に柔軟に対応できる。</li> <li>・印西市の財政負担が、栄町の人口減少による影響を受けない。</li> <li>・委託した事務の執行管理する権限を失う。しかしながら、連絡会を設けるため、相互の意思疎通は可能である。 (組合議会の再構築が必要でない。)</li> </ul>

6 幹事会としての結論

一部事務組合方式では、平成32年度の栄町消防庁舎修繕により印西市及び白井市の財政負担の増加が見込まれていることや広域化に伴う経費で見えていない部分があり、将来の財政負担が不透明である。

しかし、事務委託方式では、印西市及び白井市の財政負担が生じないことから、財政負担のリスクがない事務委託を選択して、広域化の態度決定に用いる資料の作成をすることとし、その旨、協議会に諮ることに決定した。

## 6 広域化までのスケジュール

